

徳島県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

江野島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	杉 野 康 行		阿南市那賀川町江野島五五一一
同		二反田 正 弘	同 三五四